

令和5年（ネ）第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件

控訴人 ■■■■■ 外33名

被控訴人 株式会社神戸製鋼所 外2名

控 訴 審 準 備 書 面 (5)

令和6年4月1日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 金 崎 正 行

控訴人ら訴訟代理人弁護士 増 本 志 帆

同 杉 田 峻 介

同 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

本準備書面においては、令和6年1月19日付の貴庁からの釈明事項に関して具体的な説明を行う。

第1 CO2排出に関する主位的請求および予備的請求の整理

予備的請求としての削減請求について、①新設発電所からのCO2排出による温暖化による人格権（伝統的人格権）及び②平穏生活権は訴訟物としない。つまり予備的請求の2030年までのCO2排出の削減請求権については、控訴審で主張している気候変動に関する人格権に基づく請求のみを審判の対象とする。

また、ここにおける気候変動に関する人格権については、「気候変動のもとでの新しい人格権の要保護利益は、生命・身体・健康を究極的保護法益としつつも、それに脅威を与えている漸進的な気候変動の悪化のない、一定レベル（1.5度の気温上昇の範囲内）での安定した気候（≒大気のCO2濃度）のもとで健康で幸福な生活をおくるといふ人格的利益ないしは生活権」である（控訴審準備書面（4）19頁17行目以下）。ここで「幸福」が加わっているのは、気候変動が特に若い世代の幸福追求上の選択権を狭めるからである（ドイツ連邦憲法裁判所2021年3月21日決定、甲Cクー7の1ないし2参照）。その結果、現段階での気候変動（CO2排出）との関係での訴訟物は、次のとおりである。

1 主位的請求

- （1）（伝統的）人格権に基づく稼働の差止請求（PM2.5と並列）
- （2）平穏生活権に基づく稼働の差止め請求（同）

2 予備的請求（CO2のみ）

気候変動に関する人格権に基づく2030年における稼働の一部差止請求（排出削減請求）

第2 権利論に関する主張の補充

1 人格権の多層構造と争点の違い

人格権とは、「生命・身体・自由・名誉のような人格と切り離すことができない利益を内容とする権利」（大塚直「人格権に基づく差止請求」民商法雑誌116巻4・5号1頁、1997年）あるいは「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体（五十嵐清「人格権法概説」10頁、2003年）などとされる。

注釈民法（新注釈民法）においても、「人格権の客体の中核に位置付けられるのは、身体とそれが体现する生命・健康という価値・利益である。（中略）身体が保護法益であることは明示的に認められている（710条）。その中核を取り囲んで多様な人格的利益が存在し、その法的保護範囲が問題になる。」「人格権もまた支配権に属すると言われる。しかし、人格権の場合には、保護法益の中核である身体（生命・健康）以外の人格的利益を対象とするものの中には、侵害の有無を他の利益との較量に基づいて判断する較量型の権利が少なくない。そのような権利については、差止めという救済についても、較量の結果でないと認められないことが多い。」とされているところである。（新注釈民法（1）113～114頁）。

本件において、伝統的人格権と述べてきたのは、中核たる生命・身体・健康を保護法益とする人格権である。身体権としての人格権についてはその内容も支配性も争いがなく、差止訴訟の主な争点は、具体的危険性および権利侵害の蓋然性（因果関係）となる。

他方、主位的請求で主張している平穏生活権は、客観的な生命・健康に関するリスクに対する合理的な不安という人格的な精神的利益を保護法益とする。さらに、予備的請求で主張している「1.5度を超えない気温上昇に抑制された安定した気候（≒大気のCO₂濃度）のもとで健康で幸福な生活をおくるという人格的利益ないしは生活権」は、人生において健康で幸福な生活を継続的におくといい人格的利益を保護法益とする。いずれも、生命・身体・健康という中核的利益に直結しつつもそれを取り囲む人格的利益の1種である。これらの権利につい

ては、その権利性や内容とともに、差止を認めるべき受任限度を超えた違法性があるかどうか争点になる。

2 伝統的人格権＝身体権として的人格権と主張の概要

原審は、CO₂の大量排出者に対する伝統的人格権に基づく差止請求そのものについては請求権として成り立ちうることを肯定したうえで、権利侵害の具体性および排出と人格権侵害との因果関係（蓋然性）も否定した。

まず、具体的危険性については、控訴人らは控訴審において、社会的に許されない危険性をもって危険の具体性を判断すべきであると主張している。日本の国家目標として2030年までに2013年度比46%削減すべき温室効果ガスを、現時点において特に対策のないまま排出し続けること自体が、大気中のCO₂濃度の上昇と気候変動の激化を通じた生命・身体・健康に対するより高度の危険に結びつく点で許されない危険であり、具体的危険と評価すべきである。原審の判断のように、生命・身体・健康に対する直接的な被害が蓋然性をもって予見できるほど気候変動が悪化し、控訴人らに対する災害が日常化する段階まで具体的危険が認められず、排出に対する事前の差止が不可能だとすると、その時点ではもはや気候変動の不可逆的な激甚化を止めることができない状況になっており、差止訴訟の実効的機能は失われてしまう。

次に、権利侵害の蓋然性については、被控訴人らによる排出の気候変動への寄与、ひいては控訴人らの損害への寄与が限定されることは事実であるが、だからといって、原判決のように、帰責性を問うだけの排出と気候変動による災害との間の連関性が薄弱だと法的に評価すべきではない。CO₂の累積排出量が温室効果に直結する以上、対策なき大量排出の継続は必ず状況の悪化に寄与することは科学的に肯定される。そのような場合、719条1項後段の法意から、他の大量排出源としての日本の石炭火力発電所とともに排出を継続する被控訴人神戸製鋼らの新設発電所からの大量排出の継続については、控訴人らが受ける被害への寄与がないことの立証責任が被控訴人らに転換されるべきである。巨大排出源からの

排出を個別的排出とその総体としての累積的排出とに分けて、個別的排出については規範的に無視しうる程度の寄与としてしまえば、結局すべての排出源の排出の累積的排出への寄与責任を問えなくなる。ここでの法的因果関係で問われているのは、損害賠償責任ではなく、累積排出量を超過しないように個別の大量排出をコントロールする責任である。すなわちパリ協定以後の国際目標である1.5度ないし2度を超える温暖化による気候変動を起こさないこととの関係での各行為主体の削減責任が問われているのである。

かかる文脈において、日本有数の大量排出者である被控訴人らの排出は、控訴人らの熱暑その他の気候災害からの被害に寄与する累積的排出との関係では、強い連関性がある。なお、ここでいう大量排出発生源は、主に化石燃料の燃焼を通じた産業的排出主体を言い、個々の人間が生きる上での生物としてのCO₂排出が含まれないのはもちろんのこと、個々の人間における家庭のエネルギー消費や自家用車使用によるCO₂排出も含まれない。なぜなら第1に、個々人の生物としての排出（呼吸）は、自然界の炭素循環の一環であり、それがCO₂濃度に影響することはほとんどない。また第2に、大規模排出発生源はCO₂を発生させない代替手段を採用してCO₂排出対策を行うことが可能であるにもかかわらず、利潤追求のために、化石燃料の燃焼によりCO₂を大量排出しているのに対し、個々の人間は大規模排出発生源の数十万分の1程度のCO₂しか排出しておらず量的な違いが顕著である上に、大規模排出発生源による上記対策を利用することによりはじめて多くの個々人が有効なCO₂対策を講じることが可能となるのであって、質的にもその排出の意味が全く異なる。原審は、地球温暖化は累積的排出の結果であって、すべての排出源の責任に帰することになるから、誰の法的責任も問えないと述べるに等しい。控訴人らの主張は、被控訴人らを含めた化石燃料からの大量のCO₂排出者はすべて累積排出量への寄与の程度（個別排出量）に応じて、2030年までその排出量を半減する義務を負うことを前提として、被控訴人らもまたその責任を負うというものである。

3 CO2排出にかかる平穩生活権についての控訴審での主張の概要

原審判決は、平穩生活権の保護法益としての人格的精神的利益の要保護性を肯定しつつも、侵害の要件については、身体権としての人格権侵害の具体的危険性がなければ、そこでの不安は主観的なものにすぎず、法的保護の対象とはならないとした。

しかし、控訴人らは、平穩生活権は、客観的・科学的にその根拠を示しうる生命・身体・健康に対するリスクに対して、一般通常人が抱く不安がない生活上の人格的平穩性が保護法益であることを前提としてきた。その侵害の具体的危険ないし侵害は、科学的に根拠があるリスクから生じる一般通常人が抱くであろう深刻な不安があるかどうかで判断されるべきだから、生命・身体・健康に対する具体的危険や侵害とは異なる判断がなされなければ平穩生活権独自の存在意義がなくなると反論してきた。平穩生活権をめぐるこれまでの裁判例もまた、身体権としての人格権と異なる平穩生活権の独自性を認めており、生命・身体・健康に対する具体的危険を平穩生活権の侵害または侵害の具体的危険性の要件とはしていない。

平穩生活権を認めた初期の裁判例である仙台地決平成4年2月28日（判時1429号109頁（丸森町事件））は、安定型産廃処分場に対する差止請求仮処分であるところ、平穩生活権の一種である「適切な質量の飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」を被保全権利として、その権利侵害の高度の蓋然性（立証責任の転換も行った）を根拠として差止を認めている。その際、申請人らの生命・健康という人格権侵害の高度の蓋然性は前提にしていない。

また、神戸地判平成31年4月16日LEX/DB25563012も、建設現場における解体アスベストの飛散問題に関して、石綿にさらされずに日常生活を平穩におくる利益（平穩生活権）を肯定したうえで、その侵害は、社会生活上受忍すべき限度を超える程度に至った場合に限り、不法行為法上、違法の評価を受けるとしており、侵害要件として、生命・健康被害発生の高度の蓋然性は求め

ていない。

本件同様に石炭火力発電所からの大気汚染物質の排出による平穩生活権侵害が争点となった仙台高判令和3年4月27日（判時2510号14頁、仙台パワーステーション事件）においても、「人格権として保護されるべき法益は生命・身体及び健康ひいては日常の平穩快適な生活というものまで多様であり、これに対する侵害の態様、被害の程度も様々である」として、平穩生活権の侵害による違法性については、生命・身体・健康への具体的危険ではなく、その侵害につき受忍限度を超える違法性があるかどうかで判断している。

仙台高判が示唆するとおり、平穩生活権は、生命・身体・健康のような人格的中枢利益に対する絶対的支配権ではないから、仮に侵害ないしその具体的危険があったとしても、CO₂排出行為が差止を正当化するだけの違法性を備えるかどうか、受忍限度を超える違法性があるかについての総合判断を要することになる。

いずれにせよ、原審の判断のように、身体権としての人格権の場合と同等の具体的危険性を求める論理は、平穩生活権の本質の理解を誤っている。

4 気候変動による生活侵害による人格権侵害

気候変動による生活侵害による人格権侵害という人格権は、気候変動の進展により、生命・身体・健康という中核的利益が侵害される客観的リスクが増大する中で、1.5度を超えない気温上昇（に抑制できるCO₂の大気濃度）の下で健康で幸福な生活をおくるという人格的利益、生活権を保護法益とする。ここでいう生活とは、生命の日常的な継続的営みであるが、これまでも生活妨害としての騒音等にさらされたり日照・通風を奪われたりすることなく快適な生活を享受する利益が判例・学説上の保護利益とされてきた（新注釈民法（15）322頁、681頁以下）。

事業者による営業が「顧客との取引行為の反復・継続を通じて収益を獲得することに向けられており、一定の収益力を備える」ことで、特定の態様による侵害に対して保護されるように（同312頁）、個人の生活もまた家庭生活、社会生活

(地域、趣味等)、職業生活等の反復・継続を通じて自己実現ないし幸福を追求することに向けられており、その実態は各人固有のものとして個人に帰属しており、人格的利益として法的な要保護性を帯びている。このような生活利益の保護が問題になるのは、外部からの継続的な生活妨害がある場合である。大阪空港事件での生活妨害は、低空で離発着する多数の航空機による断続的な爆音と振動があり、特に夜間における安眠妨害が問題となった。道路公害においても、大量に行きかう自動車からの振動・騒音、PM2.5をはじめとする大気汚染物質の沿道の生活空間への継続的な侵入が生活妨害として問題となった。

控訴審準備書面(4)で引用した判例(最判平成7年7月7日国道43号線差止および損害賠償訴訟、大阪高判昭和50年11月27日大阪空港差止および損害賠償訴訟)は、直接の身体的疾病などの健康侵害に至らない生活妨害や生活環境の受忍限度を超える悪化をもって、人格権侵害を認めていた。つまり身体権としての生命・身体・健康を保護法益とする人格権から、それと直結する「生活利益」ないし「生活環境の妨害」へと要保護利益ないし要保護空間が拡張され、人格権の保護範囲が広がっているのである。最近でも厚木基地の騒音に関する最判平成28年12月8日(判時2325号37頁)は、将来の損害賠償については否定したものの、原審である東京高判平成27年7月30日(判時2277号84頁)の現在までの損害賠償については維持している。同東京高判は、「第一審原告らが受けている航空機騒音による被害は、前記のとおり、健康又は生活環境に関わる重要な利益の侵害であり、特に睡眠妨害は、健康被害に直接結び付き得るものとして深刻な被害」と認めただけでなく、「例えば、平日の昼間に通勤や通学で厚木飛行場から遠く離れることが多い者であっても、その余の住居で過ごす時間帯における休息、団らん、趣味等の機会や睡眠を航空機騒音により妨害されれば、期待されるべき疲労回復や生活の質の確保といった貴重な生活上の利益が侵害され、それによる身体的・精神的な不利益は回復困難なものとして一層大きく深刻となるから、その被る不利益は実際に騒音に曝露されている時間にとどまら

ずその余の生活全般に影響を及ぼすもの」として、生活上の利益を広く保護法益としている。

爆音被害と比較したとき、CO₂の大量排出がもたらす気候変動の悪化は、排出されたCO₂が直接的に生活空間に対する物理的・化学的妨害をもたらすわけではない。しかし、CO₂の大量排出は、生活空間を含めた大気のCO₂濃度を上昇させ、その結果、地球に温室効果をもたらし、その影響は、継続的、漸進的、不可逆的である上、熱波などによる直接的な健康影響だけでなく、気候災害による生命・身体・健康への広範かつ深刻な影響をもたらすという意味において、生活空間に物理的・化学的影響を与えている点では何ら違いはない。しかも、その影響は、継続的、漸進的、不可逆的であり、熱波などによる直接的な健康影響だけでなく、気候災害による生命・身体・健康への広範かつ深刻な影響をもたらす（気候変動によって控訴人らも含め人々がどれほど多くの影響、被害を受けるかについては、本訴訟において再三にわたり主張・立証してきたところである）。しかも、これらの被害に関しては、移転や移住による生活の抜本的改善（もちろん爆音被害でもそれが現実には不可能なのであるが）が望めないことはもちろん、一度大気中に放出されたCO₂は数百年も残存し影響しつづけるという意味では効果的な事後対策が望めないものである。

特に、パリ協定後の世界が1.5度目標を掲げているのは、温室効果ガスの累積排出量を1.5度の温度上昇に対応するレベルに抑制できず、1.5度を超える気温上昇が起これば、夏の熱中症、1年を通じた感染症の増大、集中豪雨や台風の巨大化などによる災害の増加・深刻化による生命・身体・健康への重大なリスクが増大するとともに、食糧難や紛争の増大など社会の不安定化が加速するからである。すなわち、1.5度を超える気温上昇の下での生活は、仮にそのことだけで直ちに生命への具体的危険がもたらされるとは限らないとしても、控訴人らの今後の人生を通じた生活に深刻かつ包括的な影響をもたらすのである。

この点に関して、「1.5度を超えない気温上昇の下で」という修飾は、それが

受忍限度を超える違法性を基礎づけるもっとも重要な要素となることを示したものであり、1.5度の気温の維持を排出者に直接的に求めているのではない点に注意されたい。

たとえるならば、1.5度に抑制できる限界量を示す地球大のコップがあるとき、被控訴人らは、そのコップが満杯になって水があふれそうになっていることを知りながらなおコップへの大量排水を継続しているものといえる。仮にコップがあふれた場合、南極の棚氷の氷解など決定的かつ不可逆的な現象の発生というティッピングポイントを超えるリスクは十分にあるうえ、2023年夏のような熱暑の毎年のような到来とさらなる悪化など、生活に質的な差が生じることがIPPCの1.5度報告書等によって科学的に予測されている。そのような異質な気候災害リスクやそれがもたらす社会的リスクが高い、制約された生活を送らざるを得なくなることに直結する大量排出の継続は、仮にそれが現時点での直接的な生命・身体・健康に対する具体的危険とまでは言えないとしても、健康で安定した生活の維持を不可能にする、違法な生活妨害、生活侵害と評価されるべきである。2023年夏の異常高温の継続とそれによる熱中症患者の増大、世界各地での大規模な山火事の発生、農作物の不作、その他生活の全般的変化は、1.5度越えの世界と生活被害の実態を垣間見る意味を持ったのである。

このように、生命・身体・健康に直結しつつも、1.5度を超えない気候のもとでの健康で幸福な生活をおくる生活利益を保護利益とする人格権については、水があふれるコップの例と同じく、大量排出がもたらす切迫した危険性は明らかであるが、他方で、大量排出行為が取締法規の形式的適用上は適法な産業活動によって継続されていることから、人格権侵害の有無については、差止（削減）を正当化するだけの受忍限度を超える違法性を備えているかどうかが主な争点となる。

第3 受忍限度について

本件において、控訴人らは、主位的請求では①大気汚染物質（PM_{2.5}）の排出による健康被害、また②CO₂の排出による地球温暖化による生命・身体・生活等への被害を理由として人格権ないし平穩生活権に基づく「新設発電所の稼働」の全部の差止めを請求しており、それぞれに関して、受忍限度を超える権利侵害の有無が問題になる。

一方で、予備的請求における、地球温暖化による被害（前記の人格権侵害）を理由とする差止請求（削減請求）については、「CO₂の排出」を差止の対象とするものである。ここでは、「大気中へのCO₂の排出」が差し止めの対象となるところ、大気中へのCO₂排出を防止（削減）する方法としては、当然ながら、被控訴人らにおいて、新設発電所の稼働を抑制する（設備の利用率を減少させる）ことが対応の方法となり得るが、一方で、新設発電所を稼働し石炭を燃料として燃焼させることを前提としつつ、大気中にCO₂を排出させない措置（CCSの設置など、排ガス中のCO₂を回収・貯留するなどして排ガス中のCO₂が大気に放出することを防止する対策）が講じられるのであれば、これによって排出が防止（削減）され得る。しかしながら、既に主張している通り、新設発電所ではCCSの設置は不可能である。

このように考えたとき、新設発電所において石炭を燃料として燃焼させることで発電所を稼働すれば、必ず大気中にCO₂が排出されることとなるが、これと同時に、必然的に、PM_{2.5}その他の大気汚染物質が排出ないし生成される。もちろん、新設発電所の稼働が抑制されれば、排出される排ガスも減少するので、PM_{2.5}も含め大気汚染物質が排出される量も減少し得るものの、これの排出が継続されることには変わりがない。ここでは、同じ「発電所の稼働」（石炭の燃焼）によって、排ガスを通じて有害な物質が大気中に放出され、大気汚染物質は直接人体に作用し、人の健康・生命に影響を与えることとなる。

予備的請求においては、地球温暖化による被害を理由として、人格権（気候変動

における人格権)に基づく「CO₂の排出」の差止請求(削減請求)をするものであり、「大気汚染物質(PM_{2.5}を含む)による健康被害」については「CO₂の排出」によって生じる被害ではないが、これは、排出の原因行為としての「発電所の稼働」によって同時に生じるものである。

この点からは、行為者たる被控訴人らの新設発電所の「稼働」という行為によって別の被害も生じるという点で、予備的請求において、被控訴人らの行為に受忍限度を超える違法性があるかという判断を行うにあたっては、CO₂排出の原因行為たる新設発電所の稼働(石炭の燃焼)により、大量の大気汚染物質(PM_{2.5}を含む)が排出されるという事実は、「加害行為の悪質性」として評価すべきである。また、被控訴人らは、新設発電所の稼働について、電力供給の安定等のため公益性(公共性)を有するとの反論を行っているが、これとの関係では、従前主張してきた通り、同じ電力の発電のために環境に著しい影響を与えるという面で、大量の大気汚染物質(PM_{2.5}を含む)が排出されるという事実は、発電による電力供給を目的とする発電設備たる新設石炭火力発電所の稼働が公益性を有さないとの評価を基礎づけるものともなる。

以上